

#### 別紙 4 - 1 戸塚区新総合庁舎の整備についてのアンケートの実施経過

戸塚区新総合庁舎の整備についてのアンケートの実施経過については、後日公表する。

## 別紙 4 - 2

### 基本設計完了時提出物

#### 1 図面 (A1 : 4 部、A3 : 13 部)

##### ア 基本計画設計書 (建築)

- ・表紙・案内図・配置図・仕上表・面積表・求積表・仕様概要表
- ・各階平面図・立面図・断面図・主要部詳細図
- ・基本構造計画案・構造計画概要書
- ・工事費概要書・計画説明図

##### イ 基本計画設計書 (電気・昇降機)

- ・電気設備計画概要書・仕様概要表・工事費概算書・各種技術資料
- ・昇降機設備計画概要書

##### ウ 基本計画設計書 (空調・衛生設備)

- ・空調・衛生設備計画概要書・仕様概要表・設備諸元表・配置計画図・設備系統図・工事費概算書・各種技術資料

#### 2 説明資料 (4 部)

- ・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書
- ・関係法令チェックリスト
- ・ユニバーサルデザイン検討書・コスト削減検討書
- ・採用設備計画比較検討書
- ・省資源・省エネルギー検討書
- ・近隣対策検討書
- ・工事計画書 (建設計画 工程計画)
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

#### 3 透視図 (4 部)

- ・鳥瞰図 (1 面)
- ・外観図 (4 面)
- ・内観図 (区民文化ホール、市民利用ゾーン、第 2 交通広場 各 1 ヶ所)

## 別紙 4 - 3

### 実施設計完了時提出物

#### 1 図面 (A1 : 4 部、A3 : 7 部)

##### ア 建築総合設計図

- ・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表
- ・面積表・求積図・面積計算書
- ・仕上表・各階平面図・立面図・断面図・一般矩計図
- ・階段詳細図・各階平面詳細図・展開図・各階床伏図・各階天井伏図
- ・各階部分詳細図・建具キープラン・建具表・家具図・サイン図・日影図
- ・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図
- ・敷地測量図・真北測量図

##### イ 建築構造設計図

- ・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図
- ・軸組図・各部断面図・標準詳細図・各部詳細図・構造設計標準仕様書

##### ウ 外構図

- ・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・植栽図

##### エ 電気設備設計図 (屋外も含む)

- ・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表
- ・面積表
- ・凡例・系統図・器具姿図・電灯動力配置図
- ・弱電配線図・詳細図・分電盤結線図

##### オ 機械設備設計図

- ・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表
- ・面積表
- ・凡例・各階平面図・詳細図・機器表・器具表
- ・ダクト系統図・配管系統図・屋外排水図・計装図等

##### カ 昇降機設備設計図

- ・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表
- ・各階平面図・立面図

##### キ 舞台設備設計図

- ・舞台機構設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)
- ・舞台音響設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)
- ・舞台照明設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)

- 2 工事費内訳書明細(4部)
- 3 設計計算書(4部)
  - ・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計算書
  - ・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書
- 4 各種申請協議書(4部)
- 5 積算調書(数量計算書)(4部)
- 6 設計説明書等(4部)
  - ・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書
  - ・リサイクル計画書・関係法令チェックリスト
  - ・室内空气中化学物質の抑制措置検討書
  - ・その他提案内容により必要となる説明書等
- 7 透視図(4部)
  - ・鳥瞰図(1面)
  - ・外観図(4面)
  - ・内観図(区民文化ホール、市民利用ゾーン、第2交通広場 各1ヶ所)
- 8 模型 1.5m×1.5m程度(縮尺1/400) アクリルケース込み。(一式)  
(開発区域全体及び周辺100m程度を含む範囲とすること)
- 9 電子納品(報告書及び図面)(4部)

別紙 5 - 1 選定事業者が設置する什器備品一覧

選定事業者が設置する什器備品一覧については、後日公表する。

## 別紙 5 - 2

### 完工時提出物

- 1 工事記録写真 5部
- 2 完工図
  - ア 完工図（建築）一式（製本図5部、原図1部、縮小版製本5部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式）
  - イ 完工図（電気設備）一式（製本図5部、原図1部、縮小版製本5部及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書5部）
  - ウ 完工図（機械設備）一式（製本図5部、原図1部、縮小版製本5部及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書5部）
  - エ 完工図（昇降機設備）一式（製本図5部、原図1部、縮小版製本5部及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書5部）
  - オ 完工図（舞台設備）一式（製本図5部、原図1部、縮小版製本5部及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書5部）
  - カ 完工図（什器・備品配置票）一式（製本図5部、原図1部、縮小版製本5部及び図面等が収録された電子媒体一式）
- 3 什器備品リスト 5部
- 4 什器備品カタログ 5部
- 5 完工写真 5部

なお、完工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- ・選定事業者は市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。選定事業者は、かかる完工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

選定事業者は完工写真の使用について次の事項を保証すること。

- ・完工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- ・選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完工写真が公表されないようにし、かつ、完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

別紙 7 - 1 業務実施体制（兼務）の考え方

1 総括責任者

総括責任者は、兼務できないものとする。

2 業務責任者

区民文化センター管理運営・事業実施業務及び駐車場管理運営業務の責任者は、他の業務責任者を兼務することができないものとする。

上記以外の業務責任者の兼務の考え方については、下表のとおりとする。

3 業務担当者

建築設備保守管理業務の常時維持管理員、区民文化センター管理運営・事業実施業務担当者及び駐車場管理運営業務担当者は、他の業務担当者とは兼務することができないものとする。

上記以外の業務担当者の兼務の考え方については、下表のとおりとする。

業務名		業務責任者	業務担当者等
維持管理業務	建築物保守管理業務	～ 兼務可	～ 兼務可 ただし、建築設備保守管理業務の常時維持管理員は兼務不可
	建築設備保守管理業務		
	外構施設保守管理業務		
	植栽保守管理業務		
	清掃業務		
	環境衛生管理業務		
	什器備品保守管理業務		
	修繕業務		
	警備業務		
総合案内業務		～ 、 、 兼務可	～ 、 ～ 兼務可
運営業務	区民文化センター管理運営・事業実施業務	兼務不可	兼務不可
	駐車場管理運営業務	兼務不可	兼務不可
	第2 交通広場管理運営業務	、 兼務可	、 兼務可
	第2 自転車駐車場管理運営業務	、 兼務可	～ 、 ～ 兼務可
	多目的スペース管理運営業務	、 、 兼務可	～ 、 ～ 兼務可
	食堂運営業務	、 ～ 兼務可	～ 兼務可
	店舗運営業務	～ 兼務可	
付帯事業			

兼務が認められている業務においても、経理区分は明確にすること。

別紙 7-2 費用負担区分

機能	消耗品		光熱水費	建物の使用料又は貸付料負担
	設備機器の定期交換部品、フィルター、電池、管球等	衛生消耗品		
区役所	選定事業者①	市	市	なし
区民文化センター	選定事業者②	選定事業者②	選定事業者②	なし
第2交通広場	選定事業者①	市	市	なし
駐車場	選定事業者②	選定事業者②	選定事業者②	なし
第2自転車駐車場	選定事業者①	市	市	なし
食堂	選定事業者③	選定事業者③	選定事業者③	あり (使用料)
多目的スペース	選定事業者③	設ける場合は 選定事業者③	選定事業者③	無償貸付
店舗	選定事業者③	選定事業者③	選定事業者③	あり (貸付料)
付帯事業	選定事業者③	選定事業者③	選定事業者③	あり (使用料)

※選定事業者①：費用負担の原資はサービス購入料（維持管理の対価）

※選定事業者②：費用負担の原資は事業収入及び指定管理料

※選定事業者③：費用負担の原資は事業収入（独立採算）

※光熱水費のうち、電気については、市が電力供給会社と一括契約し、市が検針結果に基づき、選定事業者から徴収する。ガス、水道については、個別に契約するものとする。

別紙 8 - 1 警備業務の考え方

施設名	開庁時	夜間	休庁日	センサー警備	
				開庁時	夜間・休庁日
区役所・ 市民利用ゾーン	-	-	-	-	設置
区民文化センター	-	-	-	-	設置
第2交通広場	業務担当者による	巡回警備	巡回警備	-	-
駐車場	業務担当者による	巡回警備	巡回警備	-	設置
第2自転車駐車場	業務担当者による	巡回警備	巡回警備		設置

## 別紙 9 - 1 利用料金等の考え方

### 1 区民文化センター

区民文化センターの利用料金等の考え方については、後日公表する。

### 2 駐車場

#### (1) 利用料金の設定

- ・ 1台、駐車時間 30分までごとに 300円を上限とする。
- ・ 総合庁舎及び区民文化センターの開館時間帯については、近隣民間駐車場と同水準とする。それ以外の時間帯については、選定事業者の提案に基づくものとする。
- ・ 総合庁舎開庁時間帯においては、長時間利用を排除するため、引き続き 3時間以上駐車した場合は、割増料金を採用するものとする。
- ・ 課金単位については、総合庁舎開庁時間帯においては、30分ごとでの課金とする。それ以外の時間帯については、選定事業者の提案に基づくものとする。

#### (2) 利用料金の減免

以下に掲げる場合において、利用料金を減免するものとする。

番号	対 象	減免内容
1	総合庁舎に諸手続、相談等のために来庁する者が駐車場を利用する場合	駐車時間 1時間までの利用料金の全額
2	乳幼児健康診査又は集団予防接種のために来庁する者が駐車場を利用する場合	当該検査又は接種を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額
3	市が開催する会議の出席者（市の依頼を受けた者に限る）が来庁するために駐車場を利用する場合	当該会議に出席していた間の駐車時間の利用料金の全額
4	総合庁舎に諸手続、相談等のために来庁する障害者及びその介護者が駐車場を利用する場合	諸手続、相談等を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額
5	低公害車で、諸手続、相談等のために総合庁舎に来庁するときに駐車場を利用する場合 低公害車：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリット車	諸手続、相談等を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額
6	市長の承認を得て選定事業者が定める場合	選定事業者が定める額
8	市長が公益上特に必要があると認める場合 <例示> 本市又は選定事業者が依頼した納品業者、清掃業者等公務で来庁した市会議員、国会議員 本市が開催する会議を本施設付近の市の施設で行った場合の出席者（市の依頼を受けた者に限る） 公用車（公用自動二輪車を含む）又は選定事業者の車や緊急自動車	市長が定める額  所要時間の利用料金の全額 所要時間の利用料金の全額 当該会議に出席していた間の利用料金の全額 利用料金の全額

上記のうち、複数の対象に該当する場合は、免除する利用料金の額を合算する。

### 3. 多目的スペース

#### (1) 利用料金

利用料金は、横浜市地区センター条例に示す会議室の利用料金を参考に、選定事業者の提案を踏まえ、市が承認して設定するものとする。

#### (2) 利用料金の改定

選定事業者は、市と利用料金の見直し等について協議し、市の承認を得て、利用料金を改定できるものとする。

横浜市地区センター条例に示す会議室の使用料

面積	単位	利用料金
50 m <sup>2</sup> 以下	1 時間につき	230 円
50 m <sup>2</sup> 超 100 m <sup>2</sup> 以下	1 時間につき	460 円
100 m <sup>2</sup> 超 150 m <sup>2</sup> 以下	1 時間につき	690 円
150 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下	1 時間につき	920 円

別紙 9 - 2 参考資料の入手方法

区民文化センターに関する参考資料は、下記のとおり、横浜市役所のホームページより入手することができる。

施設名	書類名	URL	備考	
神奈川区民文化センター	事業計画	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack_18keikaku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack_18keikaku.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack_19keikaku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack_19keikaku.pdf</a>	
		20年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack.20jigyokeikaku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack.20jigyokeikaku.pdf</a>	
	事業報告	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack_18houkoku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack_18houkoku.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack.19jigyohoukoku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/kanagawa/oshirase/shisetsu/shitei/kanack/image/kanack.19jigyohoukoku.pdf</a>	
港南区民文化センター	事業計画	19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_pln07.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_pln07.pdf</a>	
		20年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_pln08.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_pln08.pdf</a>	
	事業報告	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_rp06.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_rp06.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_rp07.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/konan/town/support/siteikanri/sk_hmw_rp07.pdf</a>	
旭区民文化センター	事業計画	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/keikaku18sunhart.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/keikaku18sunhart.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/keikaku19sunhart.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/keikaku19sunhart.pdf</a>	
	事業報告	19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku18sunhart.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku18sunhart.pdf</a>	
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart1.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart1.pdf</a>	p.1 ~ p.10
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart2.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart2.pdf</a>	p.11 ~ p.18
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart3.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart3.pdf</a>	p.19 ~ p.30
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart4.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/houkoku19sunhart4.pdf</a>	p.31 ~ p.40
磯子区民文化センター	事業計画	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/18keikaku-kubun.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/18keikaku-kubun.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/19keikaku-kubun.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/19keikaku-kubun.pdf</a>	
		20年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/20keikaku-kubun.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/20keikaku-kubun.pdf</a>	
	事業報告	17年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/17houkoku-kubun.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/17houkoku-kubun.pdf</a>	
		18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/18houkoku-kubun.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/18houkoku-kubun.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/19houkoku-kubun.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/gakusyu/shisetsu/19houkoku-kubun.pdf</a>	
栄区民文化センター	事業計画	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/18keikaku_lilis.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/18keikaku_lilis.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/19keikaku_lilis.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/19keikaku_lilis.pdf</a>	
		20年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/H20keikau_lilisu.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/H20keikau_lilisu.pdf</a>	
	事業報告	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/lilis18houkoku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/lilis18houkoku.pdf</a>	
		19年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/h19houkokuririsu.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/sakae/shisetsu/shikanri/keikaku_houkoku/h19houkokuririsu.pdf</a>	
泉区民文化センター	事業計画	20年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/20fontesyuuushiyosan.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/20fontesyuuushiyosan.pdf</a>	収支予算書
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/20fontenenkanjigyokeikaku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/20fontenenkanjigyokeikaku.pdf</a>	事業計画
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/20fontejisyujigyoyotei.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/20fontejisyujigyoyotei.pdf</a>	自主事業計画
	事業報告	18年度	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/18fontesyuuushikessan.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/18fontesyuuushikessan.pdf</a>	収支決算書
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/18fonteriyouryoukinyuunyuu.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/18fonteriyouryoukinyuunyuu.pdf</a>	利用料金収入実績
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/17-18fonteriyoujyoukyou.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/17-18fonteriyoujyoukyou.pdf</a>	利用状況
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/18fontejisyujigyohoukoku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/18fontejisyujigyohoukoku.pdf</a>	自主事業報告
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fontesyuuushikessan.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fontesyuuushikessan.pdf</a>	収支決算書
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fonteriyouryoukinyuunyuu.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fonteriyouryoukinyuunyuu.pdf</a>	利用料金収入実績
			<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fonteriyoujyoukyou.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fonteriyoujyoukyou.pdf</a>	利用状況
		<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fontejisyujigyohoukoku.pdf">http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/shinkou/pdf/shiteikannri/19fontejisyujigyohoukoku.pdf</a>	自主事業報告	

## 別紙 9 - 3 公有財産の取扱いについて

### 1 食堂及び付帯事業（3階売店、自動販売機）

#### (1) 公有財産の取扱い

「横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）」第21条に基づく行政財産の目的外使用の許可として取り扱う。

#### (2) 使用期間

使用期間は、本施設の引渡日から事業期間終了までとする。ただし、横浜市公有財産規則第26条に基づき、1年ごとに更新するものとする。

#### (3) 使用料の額

横浜市公有財産規則第27条に基づき、下記のとおり設定する。

$$\text{使用料月額} = \left( \text{建物価格} \times \frac{5.6}{1,000} + \text{土地価格} \times \frac{2.5}{1,000} \right) \times \frac{\text{使用許可面積}}{\text{建物面積}}$$

建物価格 : 横浜市財産評価審議会が評定した建物価格。

土地価格 : 横浜市財産評価審議会が評定した土地価格。

使用許可面積 : 運営にあたって、市長から使用許可を受けた面積。選定事業者が占有使用する事務室、厨房、倉庫、便所等を含む。

建物面積 : 本施設の延べ面積。

#### (4) 使用料の改訂

使用料は、社会経済情勢の変動その他の理由により、その額が実情にそぐわなくなったときは、すみやかに適正な額に改訂するものとする。

#### (5) 使用料の納付期日

使用料については、市長が定める期日までに納めるものとする。

#### (6) 使用財産の維持保存、改良等

使用財産の維持保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて選定事業者の負担とする。また、選定事業者は、事業期間終了した場合又は使用許可を取り消された場合において、当該使用財産に投じた修繕費等の必要費、改良否等の有益費及びその他費用があっても、これを市に請求することはできない。

#### (7) 使用許可の取消し

次の各号のいずれかに該当した場合、市は使用許可を取り消すことができる。

国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

使用料を、その納付期限後3月以上経過して、なお納めないとき。

その他使用許可の条件又は横浜市公有財産規則の規定に違反したとき。

## 2 多目的スペース

### (1) 公有財産の取扱い

普通財産として選定事業者に貸付けるものとする。

### (2) 貸付期間

貸付期間は、本施設の引渡日から事業期間終了までとする（毎年更新）。

### (3) 貸付料の額

無償とする。

### (4) 貸付財産の維持保存、改良等

貸付財産の維持保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて選定事業者の負担とする。

また、選定事業者は、事業期間終了した場合又は貸付契約を解除された場合において、当該貸付財産に投じた修繕費等の必要費、改良否等の有益費及びその他費用があっても、これを市に請求することはできない。

### (5) 貸付契約の解除

次の各号のいずれかに該当した場合、市は貸付契約を解除することができる。

国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

一定期間を経過しても、貸付の目的となる用途に供しないとき。

その他契約条件又は横浜市公有財産規則の規定に違反したとき。

### 3 店舗（1階）

#### (1) 公有財産の取扱い

普通財産として、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期借家にて選定事業者に貸付けるものとする。

#### (2) 貸付期間

貸付期間は、本施設の引渡日から事業期間終了までとする。

#### (3) 貸付料の額

貸付料の額は、近傍同種の建築物の賃貸事例を考慮して定める。

#### (4) 貸付料の改訂

貸付料は、社会経済情勢の変動その他の理由により、その額が実情にそぐわなくなったときは、速やかに適正な額に改訂するものとする。

#### (5) 貸付料の納付期日

貸付料については、市長が定める期日までに納めるものとする。

#### (6) 貸付財産の維持保存、改良等

貸付財産の維持保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて選定事業者の負担とする。また、選定事業者は、事業期間が終了した場合又は貸付契約を解除された場合において、当該貸付財産に投じた修繕費等の必要費、改良否等の有益費及びその他費用があっても、これを市に請求することはできない。

#### (7) 契約保証金

契約保証金の額は、貸付料の10か月相当分とする。

この契約保証金は、普通財産貸付契約締結時に納付するものとし、その契約が終了し、貸付財産を返還する際に還付する。ただし、選定事業者において未納の貸付料、損害賠償金その他の債務金があるときは、契約保証金のうちからこれを控除する。また、契約保証金に利息は付さない。

#### (8) 貸付契約の解除

次の各号のいずれかに該当した場合、市は貸付契約を解除することができる。

国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

一定期間を経過しても、貸付の目的となる用途に供しないとき。

貸付料を、その納付期限後3月以上経過して、なお納めないとき。

その他契約条件又は横浜市公有財産規則の規定に違反したとき。